

厚生労働省発表

平成19年10月31日

担 当	雇用均等・児童家庭局
	総務課虐待防止対策室
	室長補佐 川鍋 慎一
	調整係長 小島 裕司
	電話 03(5253)1111 内線 7797・7799 夜間 03(3595)2166

市町村における要保護児童対策地域協議会

(子どもを守る地域ネットワーク)の設置状況等の調査結果について

(平成19年4月調査)

【調査目的】

平成16年の児童福祉法の改正により、市町村(特別区を含む。以下同じ。)における児童虐待防止に向けた取組は、これまで以上に重要なものと位置づけられたところであり、さらに、児童虐待防止ネットワークについては、要保護児童等に関し、関係者間で情報の交換と支援の協議を行う「要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)」として児童福祉法に位置づけられたことから、市町村での要保護児童対策地域協議会及び児童虐待防止ネットワークの設置状況等を把握し、より効果的な施策の検討に資するため、調査を実施した。

【調査方法】

全国1,827市町村を対象に、平成19年4月1日現在における、要保護児童対策地域協議会について、主として以下の項目の質問を行った。

1. 設置の状況
2. 調整機関
3. 設置形態・活動内容等
4. ケースの進行管理の状況
5. 関係機関等の状況
6. 児童虐待防止以外の業務分野
7. 設置によるメリット、効果等
8. 活動上の困難点
9. 機能充実のための課題
10. 設置していない理由

調査については、都道府県の協力を得て市町村からの回答を回収し、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室にて取りまとめた。

【調査結果】

別紙のとおり

1. 設置の状況

(1) 要保護児童対策地域協議会及び児童虐待防止ネットワーク設置状況(表1、参考1)

平成19年4月1日現在において、児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)を設置済みの市町村は、全国1,827市町村のうち1,193か所(65.3%)であり、児童虐待防止ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)を設置済みの市町村は、343か所(18.8%)となっている。

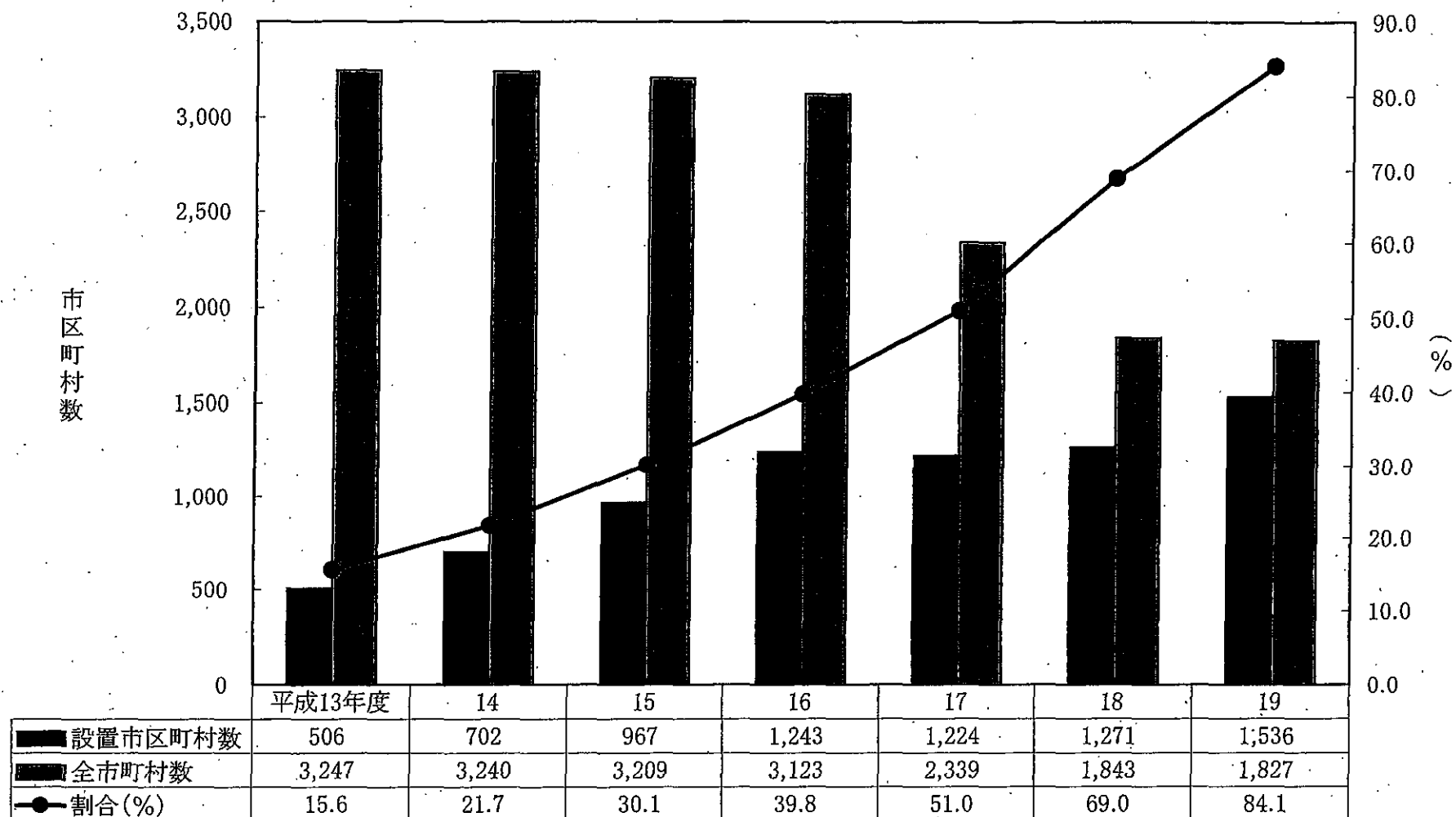
また、地域協議会又はネットワークを設置済みである市町村の数及び割合は、全国の1,536か所(84.1%)となっている。

表1 地域協議会及びネットワークの設置状況

(平成19年4月1日現在)

	都道府県					指定都市	合計	(参考) 平成18年 4月	
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村				
市区町村数	64	203	519	828	194	19	1,827	1,843	
地域協議会	数	48	164	389	504	77	11	1,193	598
	%	75.0%	80.8%	75.0%	60.9%	39.7%	57.9%	65.3%	32.4%
ネットワーク	数	16	34	91	165	32	5	343	673
	%	25.0%	16.7%	17.5%	19.9%	16.5%	26.3%	18.8%	36.5%
合計	数	64	198	480	669	109	16	1,536	1,271
	%	100.0%	97.5%	92.5%	80.8%	56.2%	84.2%	84.1%	69.0%

(参考1) 地域協議会又はネットワークの設置数および割合



注) 平成17年度までは6月1日現在の調査であり、18年度からは4月1日現在の調査である。

平成16年度まではネットワークの設置数及び割合であり、平成17年度からは地域協議会又はネットワークの設置数及び割合である。

(2) 地域協議会及びネットワークの設置見込み (表2)

平成19年4月1日現在において、地域協議会又はネットワークを設置済みである市町村の数及び割合は、全国の1,536か所(84.1%)となっている。

また、平成19年度末の地域協議会又はネットワークの設置数及び割合の見込みが1,727か所(94.5%)、平成20年度末には1,760か所(96.3%)となる見込みである。

表2 地域協議会及びネットワークの設置見込み (平成19年4月1日現在)

			都道府県					指定都市	合計
			市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村		
市区町村数			64	203	519	828	194	19	1,827
平成19年4月1日 時点の設置数	地域協議会	数	48	164	389	504	77	11	1,193
	ネットワーク	数	16	34	91	165	32	5	343
	小計	数	64	198	480	669	109	16	1,536
		%	100.0%	97.5%	92.5%	80.8%	56.2%	84.2%	84.1%
平成19年度末見込み	地域協議会	数	56	189	480	681	137	16	1,559
	ネットワーク	数	8	13	38	92	17	0	168
	小計	数	64	202	518	773	154	16	1,727
		%	100.0%	99.5%	99.8%	93.4%	79.4%	84.2%	94.5%
平成20年度末見込み	地域協議会	数	62	199	508	739	154	16	1,678
	ネットワーク	数	2	3	10	59	8	0	82
	小計	数	64	202	518	798	162	16	1,760
		%	100.0%	99.5%	99.8%	96.4%	83.5%	84.2%	96.3%
ネットワークが設置されておらず、地域協議会も設置しない		数	0	0	0	22	26	0	48
		%	0.0%	0.0%	0.0%	2.7%	13.4%	0.0%	2.6%
無回答		数	0	1	1	8	6	3	19
		%	0.0%	0.5%	0.2%	1.0%	3.1%	15.8%	1.0%
合計		数	64	203	519	828	194	19	1,827
		%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(3) 都道府県ごとの地域協議会又はネットワーク設置状況 (参考2、参考3)

地域協議会又はネットワークの設置済の市区町村の割合を都道府県ごとにみると、最低で56.7%、最高で100.0%となっている。

全体では、40~60%未満が2県(4.3%)、60~80%未満が14都府県(29.8%)、80%~100%未満が18道府県(38.3%)、100%が13県(27.6%)となっている。

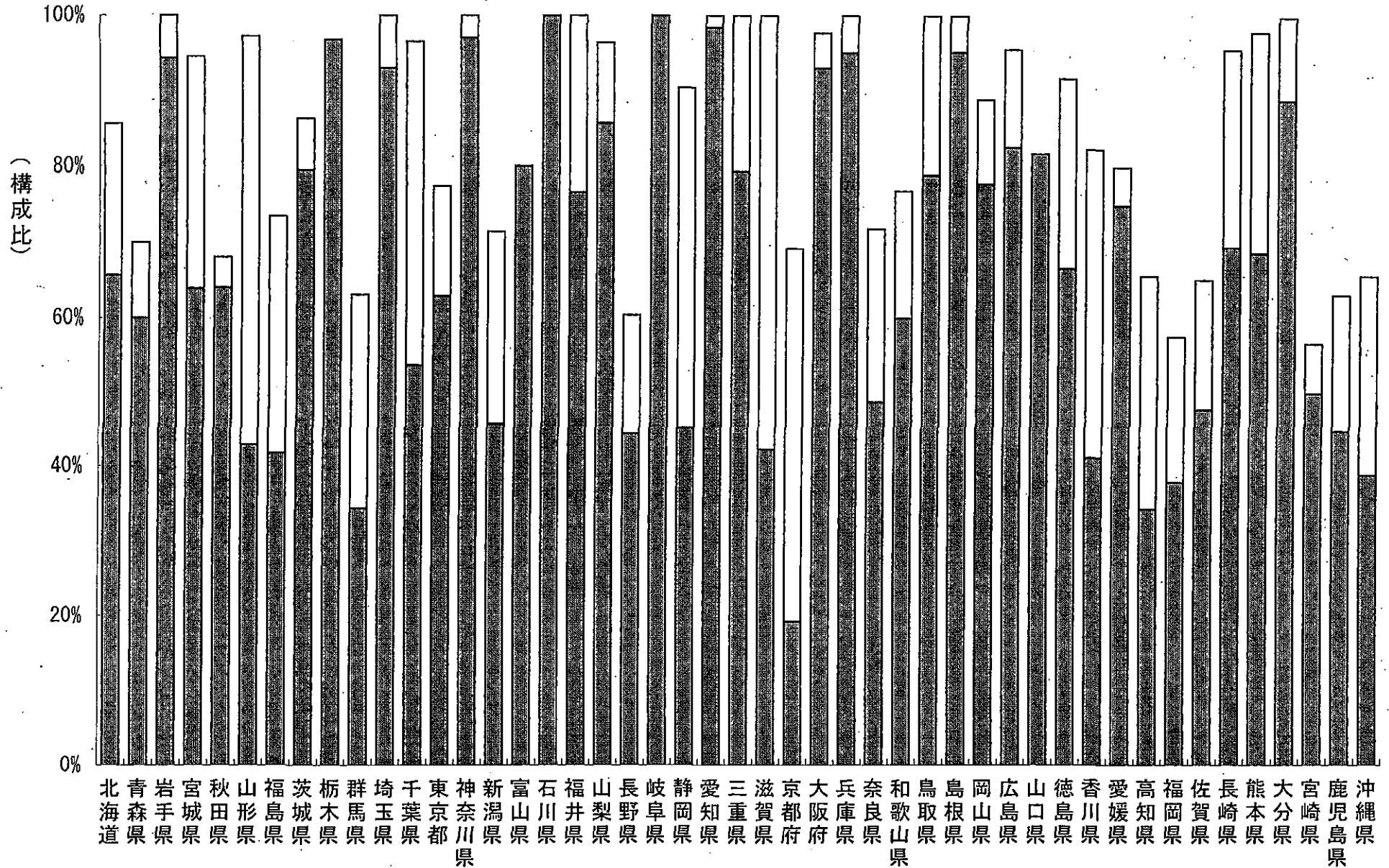
(参考2) 都道府県ごとの地域協議会又はネットワークの設置状況 (平成19年4月1日現在)

	地域協議会		ネットワーク		全体	
	数	%	数	%	数	%
北海道	118	65.6%	36	20.0%	154	85.6%
青森県	24	60.0%	4	10.0%	28	70.0%
岩手県	33	94.3%	2	5.7%	35	100.0%
宮城県	23	63.9%	11	30.6%	34	94.4%
秋田県	16	64.0%	1	4.0%	17	68.0%
山形県	15	42.9%	19	54.3%	34	97.1%
福島県	25	41.7%	19	31.7%	44	73.3%
茨城県	35	79.5%	3	6.8%	38	86.4%
栃木県	30	96.8%	0	0.0%	30	96.8%
群馬県	13	34.2%	11	28.9%	24	63.2%
埼玉県	65	92.9%	5	7.1%	70	100.0%
千葉県	30	53.6%	24	42.9%	54	96.4%
東京都	39	62.9%	9	14.5%	48	77.4%
神奈川県	32	97.0%	1	3.0%	33	100.0%
新潟県	16	45.7%	9	25.7%	25	71.4%
富山県	12	80.0%	0	0.0%	12	80.0%
石川県	19	100.0%	0	0.0%	19	100.0%
福井県	13	76.5%	4	23.5%	17	100.0%
山梨県	24	85.7%	3	10.7%	27	96.4%
長野県	36	44.4%	13	16.0%	49	60.5%
岐阜県	42	100.0%	0	0.0%	42	100.0%
静岡県	19	45.2%	19	45.2%	38	90.5%
愛知県	62	98.4%	1	1.6%	63	100.0%
三重県	23	79.3%	6	20.7%	29	100.0%
滋賀県	11	42.3%	15	57.7%	26	100.0%
京都府	5	19.2%	13	50.0%	18	69.2%
大阪府	40	93.0%	2	4.7%	42	97.7%
兵庫県	39	95.1%	2	4.9%	41	100.0%
奈良県	19	48.7%	9	23.1%	28	71.8%
和歌山県	18	60.0%	5	16.7%	23	76.7%
鳥取県	15	78.9%	4	21.1%	19	100.0%
島根県	20	95.2%	1	4.8%	21	100.0%
岡山県	21	77.8%	3	11.1%	24	88.9%
広島県	19	82.6%	3	13.0%	22	95.7%
山口県	18	81.8%	0	0.0%	18	81.8%

	地域協議会		ネットワーク		全体	
	数	%	数	%	数	%
徳島県	16	66.7%	6	25.0%	22	91.7%
香川県	7	41.2%	7	41.2%	14	82.4%
愛媛県	15	75.0%	1	5.0%	16	80.0%
高知県	12	34.3%	11	31.4%	23	65.7%
福岡県	25	37.9%	13	19.7%	38	57.6%
佐賀県	11	47.8%	4	17.4%	15	65.2%
長崎県	16	69.6%	6	26.1%	22	95.7%
熊本県	33	68.8%	14	29.2%	47	97.9%
大分県	16	88.9%	2	11.1%	18	100.0%
宮崎県	15	50.0%	2	6.7%	17	56.7%
鹿児島県	22	44.9%	9	18.4%	31	63.3%
沖縄県	16	39.0%	11	26.8%	27	65.9%
全国	1,193	65.3%	343	18.8%	1,536	84.1%

設置済み 市区町村の割合	都道府県数 (構成比)
100%	13 (27.6%)
80%~99%	18 (38.3%)
60%~79%	14 (29.8%)
40%~59%	2 (4.3%)
20%~39%	0 (0.0%)
0%~19%	0 (0.0%)

(参考3) 都道府県ごとの地域協議会又はネットワークの設置状況 (構成比) (平成19年4月1日現在)



■ 地域協議会 □ ネットワーク

2. 調整機関

(1) 担当職員 (表3-1)

調整機関の担当職員は、全国で3,047名配置されており、何らかの専門資格を有する者(①~⑩)が1,687名(55.4%)、うち児童福祉司と同様の資格を有する者(①~④)は、333名(10.9%)となっている。

表3-1 要保護児童対策調整機関の担当職員

(平成19年4月1日現在)

	都道府県					指定都市	合計	
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村			
地域協議会設置数 (平成19年4月1日)	48	164	389	504	77	11	1,193	
①児童福祉司と同様の資格を有する者 (児童福祉司たる資格を有する者) (②、③又は④に該当する者を除く。)	数	14	66	92	42	4	6	224
	%	7.0%	11.7%	8.6%	4.1%	2.7%	19.4%	7.4%
②医師	数	0	0	1	0	0	0	1
	%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
③社会福祉士	数	13	21	27	23	4	0	88
	%	6.5%	3.7%	2.5%	2.2%	2.7%	0.0%	2.9%
④精神保健福祉士	数	3	7	2	8	0	0	20
	%	1.5%	1.2%	0.2%	0.8%	0.0%	0.0%	0.7%
小計 (児童福祉司と同様の資格を有する者①~ ④の計)	数	30	94	122	73	8	6	333
	%	15.0%	16.6%	11.4%	7.1%	5.4%	19.4%	10.9%
⑤保健師・助産師・看護師(①に該 当する者を除く。)	数	23	62	71	173	54	5	388
	%	11.5%	11.0%	6.6%	16.8%	36.2%	16.1%	12.7%
⑥教員免許を有する者(①に該 当する者を除く。)	数	27	93	190	25	3	0	338
	%	13.5%	16.4%	17.7%	2.4%	2.0%	0.0%	11.1%
⑦保育士(①に該当する者を除 く。)	数	32	65	106	71	7	0	281
	%	16.0%	11.5%	9.9%	6.9%	4.7%	0.0%	9.2%
⑧①から⑦に該当しない心理職	数	13	8	6	3	0	1	31
	%	6.5%	1.4%	0.6%	0.3%	0.0%	3.2%	1.0%
⑨①から⑧に該当しない福祉職	数	6	24	77	22	3	1	133
	%	3.0%	4.2%	7.2%	2.1%	2.0%	3.2%	4.4%
⑩①から⑨に該当しない社会福祉主 事	数	16	50	101	12	0	4	183
	%	8.0%	8.8%	9.4%	1.2%	0.0%	12.9%	6.0%
小計 (何らかの専門資格を有する者①~⑩の 計)	数	147	396	673	379	75	17	1,687
	%	73.5%	70.0%	62.8%	36.8%	50.3%	54.8%	55.4%
⑪①から⑩に記載の資格を有さない 一般事務職員	数	50	163	387	646	74	13	1,333
	%	25.0%	28.8%	36.1%	62.7%	49.7%	41.9%	43.7%
⑫その他	数	3	7	11	5	0	1	27
	%	1.5%	1.2%	1.0%	0.5%	0.0%	3.2%	0.9%
合計	数	200	566	1,071	1,030	149	31	3,047
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 担当職員の詳細 (表3-2)

担当職員の正規職員・正規職員以外の状況は、正規職員が2,392人(78.5%)、正規職員以外が655人(21.5%)となっている。

また専任・兼任の状況は、専任が937人(30.8%)、他の業務と兼任が2,110人(69.2%)となっている。

なお「家庭相談員との併任」の担当職員は、891人(29.2%)となっている。

表3-2 要保護児童対策調整機関の担当職員

(平成19年4月1日現在)

		都道府県					指定都市	合計	
		市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村			
地域協議会設置数 (平成19年4月1日)		48	164	389	504	77	11	1,193	
担当職員数		数	200	566	1,071	1,030	149	31	3,047
		%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
正規職員・ 正規職員以外の状況	正規職員	数	156	391	706	967	141	31	2,392
		%	78.0%	69.1%	65.9%	93.9%	94.6%	100.0%	78.5%
	正規職員以外	数	44	175	365	63	8	0	655
		%	22.0%	30.9%	34.1%	6.1%	5.4%	0.0%	21.5%
専任・兼任の状況	専任	数	126	313	391	90	3	14	937
		%	63.0%	55.3%	36.5%	8.7%	2.0%	45.2%	30.8%
	兼任	数	74	253	680	940	146	17	2,110
		%	37.0%	44.7%	63.5%	91.3%	98.0%	54.8%	69.2%
家庭相談員との併任	併任	数	44	194	381	232	38	2	891
		%	22.0%	34.3%	35.6%	22.5%	25.5%	6.5%	29.2%
	併任以外	数	156	372	690	798	111	29	2,156
		%	78.0%	65.7%	64.4%	77.5%	74.5%	93.5%	70.8%

※家庭相談員は、福祉事務所に設置されている家庭相談室において、家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員をいう。

(3) 市町村の相談窓口との関係 (表3-3)

「調整機関が市町村の主たる相談窓口を兼ねている」は、1,081か所(90.6%)となっている。

表3-3 調整機関と市町村の相談窓口との関係 (平成19年4月1日現在)

	都道府県					指定都市	合計
	市・区 (30万以上)	市・区 (10万~30万未満)	市・区 (10万未満)	町	村		
地域協議会設置数 (平成19年4月1日)	48	164	389	504	77	11	1,193
調整機関が 市町村の主たる相談窓口を兼ねている	数	41	155	351	458	72	1,081
	%	85.4%	94.5%	90.2%	90.9%	93.5%	36.4%
調整機関が 市町村の主たる相談窓口を兼ねていない	数	7	9	38	46	5	112
	%	14.6%	5.5%	9.8%	9.1%	6.5%	63.6%
合計	数	48	164	389	504	77	1,193
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(4) 担当職員の研修受講状況 (表4)

外部や内部、新任や継続等の研修受講が済んでいる担当職員は、880人(28.9%)となっている。

表4 担当職員の研修受講状況 (平成19年4月1日現在)

	都道府県					指定都市	合計
	市・区 (30万以上)	市・区 (10万~30万未満)	市・区 (10万未満)	町	村		
地域協議会設置数 (平成19年4月1日)	48	164	389	504	77	11	1,193
担当職員数	200	566	1,071	1,030	149	31	3,047
研修受講済み	数	43	144	303	328	44	880
	%	21.5%	25.4%	28.3%	31.8%	29.5%	58.1%

3. 設置形態・活動内容等

(1) 地域協議会の設置形態 (表5-1)

地域協議会の設置形態について調査したところ、「1つの市町村に1つ設置」として
いるところが殆どであり、1, 178カ所 (98.7%) となっている。

表5-1 地域協議会の設置形態

(平成19年4月1日現在)

		都道府県					指定都 市	合計
		市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村		
地域協議会設置数 (平成19年4月1日)		48	164	389	504	77	11	1,193
1つの市町村に1つ設置	数	47	164	388	493	77	9	1,178
	%	97.9%	100.0%	99.7%	97.8%	100.0%	81.8%	98.7%
他の市町村共同で設置	数	0	0	1	10	0	0	11
	%	0.0%	0.0%	0.3%	2.0%	0.0%	0.0%	0.9%
1つの市町村に複数設置	数	1	0	0	0	0	1	2
	%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	9.1%	0.2%
市町村の組合に設置	数	0	0	0	0	0	0	0
	%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	数	0	0	0	1	0	1	2
	%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	9.1%	0.2%
合計	数	48	164	389	504	77	11	1,193
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 地域協議会の構造 (表5-2)

地域協議会の構造は、「3層構造」が827か所(69.3%)、「2層構造」が335か所(28.1%)となっている。

表5-2 地域協議会の構造

(平成19年4月1日現在)

	都道府県						指定都市	合計
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村			
地域協議会設置数 (平成19年4月1日)	48	164	389	504	77	11	1,193	
3層構造 (代表者会議、実務者会議、 個別ケース検討会議)	数	36	140	295	306	41	9	827
	%	75.0%	85.4%	75.8%	60.7%	53.2%	81.8%	69.3%
2層構造 (代表者会議と実務者会議、 代表者会議と個別ケース検討 会議)	数	3	19	88	190	35	0	335
	%	6.3%	11.6%	22.6%	37.7%	45.5%	0.0%	28.1%
その他	数	9	5	6	8	1	2	31
	%	18.8%	3.0%	1.5%	1.6%	1.3%	18.2%	2.6%
合計	数	48	164	389	504	77	11	1,193
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(3) 地域協議会の活動内容 (表5-3)

代表者会議の設置は1,070か所、実務者会議の設置が886か所、個別ケース検討会議の設置が1,033か所となっている。

また年間の平均開催数は、代表者会議が1.03回、実務者会議が3.7回、個別ケース検討会議が16.42回となっている。

なお個別ケース検討会議における1ケースあたりの平均検討回数は、2.8回となっている。

表5-3 要保護児童対策地域協議会の活動内容 (平成18年度)

		都道府県					指定都市	合計
		市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村		
代表者 会議	平成18年度設置数 (a)	45	158	359	432	66	10	1,070
	開催実績数 (b)	回 82	195	387	375	48	19	1,106
	平均開催数 (c) = (b) ÷ (a)	回 1.82	1.23	1.08	0.87	0.73	1.90	1.03
実務者 会議	平成18年度設置数 (d)	43	139	296	346	54	8	886
	開催実績数 (e)	回 294	868	1,051	797	61	210	3,281
	平均開催数 (f) = (e) ÷ (d)	回 6.84	6.24	3.55	2.30	1.13	26.25	3.70
個別ケ ース検 討会 議	平成18年度個別ケース 検討会議設置数 (g)	45	153	353	414	61	7	1,033
	個別ケース検討会議の開催数(h)	回 2,776	4,774	5,469	2,432	172	1,336	16,959
	平成18年度ケース実件数 (i)	人 4,568	8,085	6,900	2,895	193	1,412	24,053
	平成18年度延べケース数 (j)	人 14,643	28,012	16,138	5,514	337	2,623	67,267
	平均開催数 (k) = (h) ÷ (g)	回 61.69	31.20	15.49	5.87	2.82	190.86	16.42
1ケースあたりの平均検討回数 (l) = (j) ÷ (i)	回 3.21	3.46	2.34	1.90	1.75	1.86	2.80	

(4) 実務者会議の形態 (表5-4)

実務者会議の形態は、「全ての相談種別を実務者会議として協議する」が714か所(59.8%)、次いで「相談内容別に分けて開催する」が330か所(27.7%)、「地域別に分けて協議する」が87か所(7.3%)となっている。

表5-4 地域協議会の実務者会議の形態 (複数回答) (平成19年4月1日現在)

	都道府県					指定都市	合計
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村		
地域協議会設置数 (平成19年4月1日)	48	164	389	504	77	11	1,193
全ての相談種別を実務者会議 として協議する	数	22	102	236	300	52	714
	%	45.8%	62.2%	60.7%	59.5%	67.5%	18.2%
地域別に分けて協議する	数	7	10	33	28	2	87
	%	14.6%	6.1%	8.5%	5.6%	2.6%	63.6%
相談内容別に分けて開催する	数	8	30	95	172	23	330
	%	16.7%	18.3%	24.4%	34.1%	29.9%	18.2%
その他	数	11	29	33	25	3	102
	%	22.9%	17.7%	8.5%	5.0%	3.9%	9.1%

4. ケースの進行管理の状況

(1) ケースの登録数 (表6-1)

地域協議会におけるケースの登録数は全体で60,419件であり、その内、児童虐待ケース登録数が33,692件(55.8%)、児童虐待以外のケース登録数が26,727件(44.2%)となっている。

また1地域協議会あたりのケース登録数は、児童虐待ケース登録数が28.2件、児童虐待以外のケース登録数が22.4件となっている。

表6-1 ケースの登録数 (平成19年7月末日時点)

		都道府県					指定都市	合計
		市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村		
地域協議会設置数 (平成19年4月1日)		48	164	389	504	77	11	1,193
児童虐待ケース	児童虐待ケース 登録数	数 7,723	11,444	7,276	2,687	111	4,451	33,692
		% 60.3%	53.5%	48.6%	54.3%	43.2%	73.7%	55.8%
	1地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数	数 160.9	69.8	18.7	5.3	1.4	404.6	28.2
その他の 要保護 ケース	児童虐待以外のケース 登録数	数 5,081	9,963	7,690	2,257	146	1,590	26,727
		% 39.7%	46.5%	51.4%	45.7%	56.8%	26.3%	44.2%
	1地域協議会あたりの 児童虐待以外のケース登録数	数 105.9	60.8	19.8	4.5	1.9	144.5	22.4
合計		数 12,804	21,407	14,966	4,944	257	6,041	60,419
		% 100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) ケースの進行管理台帳の作成 (表6-2)

地域協議会におけるケースの進行管理台帳は、755か所(63.3%)で作成されている。

表6-2 ケースの進行管理台帳の作成の有無 (平成19年7月末日時点)

	都道府県					指定都市	合計	
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村			
地域協議会設置数 (平成19年4月1日)	48	164	389	504	77	11	1,193	
作成している	数	36	129	277	279	28	6	755
	%	75.0%	78.7%	71.2%	55.4%	36.4%	54.5%	63.3%
作成していない	数	11	35	106	211	45	1	409
	%	22.9%	21.3%	27.2%	41.9%	58.4%	9.1%	34.3%
無回答	数	1	0	6	14	4	4	29
	%	2.1%	0.0%	1.5%	2.8%	5.2%	36.4%	2.4%
合計	数	48	164	389	504	77	11	1,193
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(3) ケースの見直しの頻度 (表6-3)

地域協議会におけるケースの見直しは、少なくとも「3ヶ月以内に1回」見直しているが472か所(39.6%)となっている。

また「3ヶ月に1回」の248か所(20.8%)が最も多く、次いで「6ヶ月に1回」151か所(12.7%)となっている。その他の記載には、必要に応じてケースを見直すという意見が多くみられた。

表6-3 ケースの見直しの頻度 (平成19年7月末日時点)

	都道府県					指定都市	合計	
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村			
地域協議会設置数 (平成19年4月1日)	48	164	389	504	77	11	1,193	
① 1ヶ月に1回	数	4	34	44	38	4	3	127
	%	8.3%	20.7%	11.3%	7.5%	5.2%	27.3%	10.6%
② 2ヶ月に1回	数	4	17	42	25	8	1	97
	%	8.3%	10.4%	10.8%	5.0%	10.4%	9.1%	8.1%
③ 3ヶ月に1回	数	15	48	88	84	11	2	248
	%	31.3%	29.3%	22.6%	16.7%	14.3%	18.2%	20.8%
小計	数	23	99	174	147	23	6	472
	%	47.9%	60.4%	44.7%	29.2%	29.9%	54.5%	39.6%
④ 4ヶ月に1回	数	5	14	20	33	1	0	73
	%	10.4%	8.5%	5.1%	6.5%	1.3%	0.0%	6.1%
⑤ 6ヶ月に1回	数	6	12	50	72	11	0	151
	%	12.5%	7.3%	12.9%	14.3%	14.3%	0.0%	12.7%
その他	数	10	33	103	148	21	2	317
	%	20.8%	20.1%	26.5%	29.4%	27.3%	18.2%	26.6%
無回答	数	4	6	42	104	21	3	180
	%	8.3%	3.7%	10.8%	20.6%	27.3%	27.3%	15.1%
合計	数	48	164	389	504	77	11	1,193
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

5. 関係機関等の状況

地域協議会に関係機関等がどの程度の割合で参加しているかをみると、児童相談所、警察署、教育委員会、保育所、民生・児童委員協議会、小中学校の参加率が高かった。(表7、参考4)

表7 地域協議会の設置形態

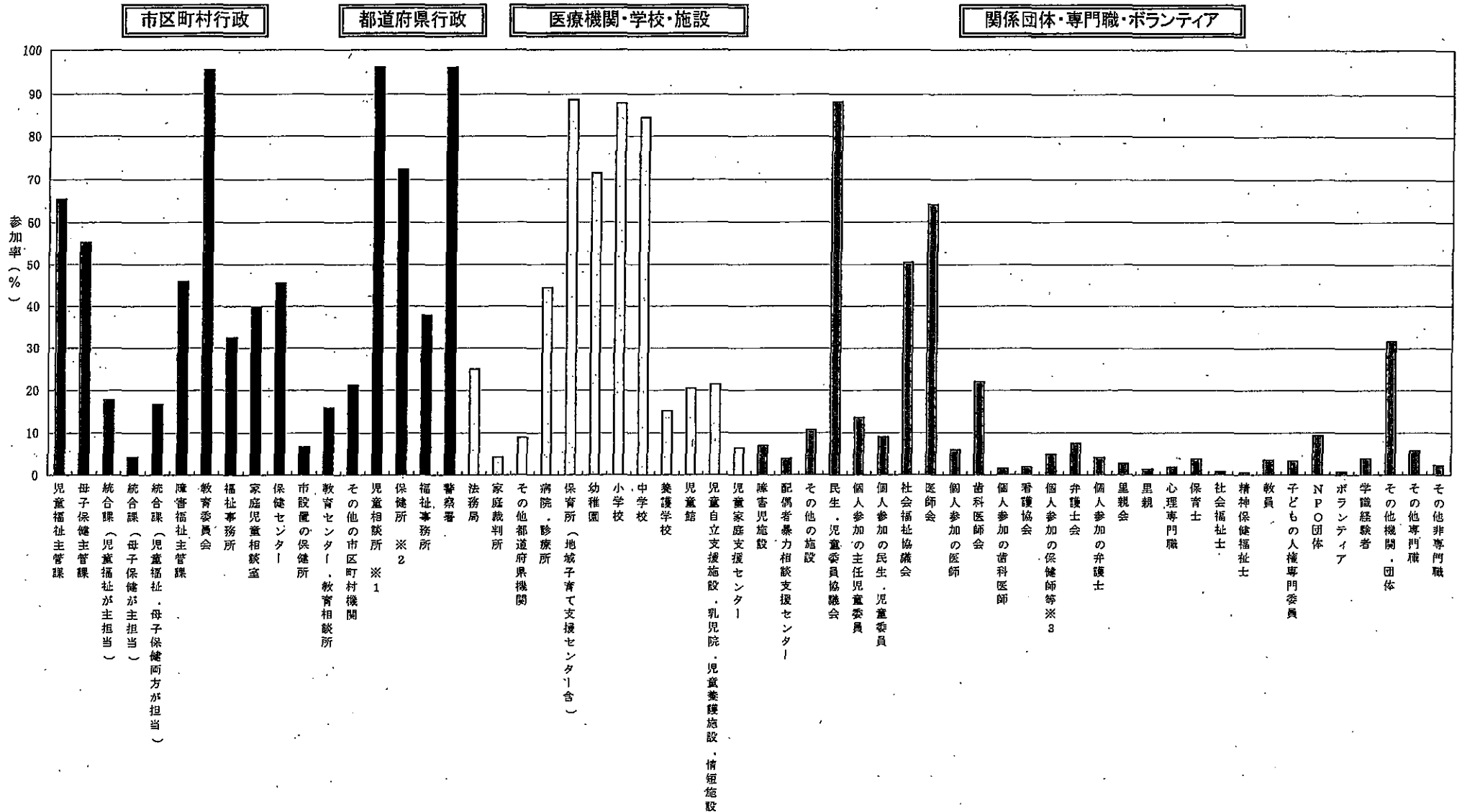
	都道府県						指定都市	合計		
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30 万未 満)	市・区 (10万 未満)	町	村	数		%		
									数	%
地域協議会設置数(平成19年4月1日)										
行政機関	児童福祉主管課	45	151	317	243	17	7	780	65.4%	
	母子保健主管課	38	126	277	196	14	7	658	55.2%	
	統合課(児童福祉が主担当)	0	11	28	140	31	2	212	17.8%	
	統合課(母子保健が主担当)	0	4	10	31	5	0	50	4.2%	
	統合課(児童福祉・母子保健両方が担当)	2	7	32	130	27	1	199	16.7%	
	障害福祉主管課	34	109	172	202	28	3	548	45.9%	
	教育委員会	48	163	373	476	66	11	1,137	95.3%	
	福祉事務所	38	103	176	52	11	8	388	32.5%	
	家庭児童相談室	25	113	266	54	9	7	474	39.7%	
	保健センター	28	102	194	195	18	6	543	45.5%	
	市設置の保健所	26	17	11	15	2	9	80	6.7%	
	教育センター・教育相談所	29	61	63	28	1	7	189	15.8%	
	その他の市区町村機関	27	58	90	65	6	7	253	21.2%	
	国・都道府県	児童相談所	48	163	377	478	74	5	1,145	96.0%
		保健所	15	138	326	342	43	0	864	72.4%
		福祉事務所	3	20	82	304	42	1	452	37.9%
		警察署	48	163	382	470	71	11	1,145	96.0%
		法務局	20	57	124	82	9	6	298	25.0%
		家庭裁判所	7	19	13	6	0	6	51	4.3%
		その他都道府県機関	9	24	30	35	7	1	106	8.9%
医療機関・教育機関・福祉施設等	病院・診療所	24	67	164	218	49	8	530	44.4%	
	保育所(地域子育て支援センター含)	36	144	339	465	62	10	1,056	88.5%	
	幼稚園	33	142	324	323	21	10	853	71.5%	
	小学校	32	141	336	458	70	9	1,046	87.7%	
	中学校	32	137	321	439	69	9	1,007	84.4%	
	養護学校	9	40	83	43	3	3	181	15.2%	
	児童館	14	38	92	89	8	2	243	20.4%	
	児童自立支援施設・乳児院・児童養護施設・福祉施設	31	76	101	33	0	14	255	21.4%	
	児童家庭支援センター	4	19	30	19	2	2	76	6.4%	

(平成19年4月1日現在)

	都道府県						指定都市	合計	
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30 万未 満)	市・区 (10万 未満)	町	村	数		%	
									数
福祉施設等	障害児施設	8	20	33	19	1	3	84	7.0%
	配偶者暴力相談支援センター	4	16	21	4	1	-	46	3.9%
	その他の施設	13	21	43	45	2	4	128	10.7%
関係団体等	民生委員 個人参加の主任児童委員	46	149	352	426	67	11	1,051	88.1%
	個人参加の民生・児童委員	6	18	40	89	8	0	161	13.5%
	個人参加の民生・児童委員	5	13	28	55	8	0	109	9.1%
	社会福祉協議会	28	100	192	232	46	4	602	50.5%
	医師会	46	152	332	212	13	10	765	64.1%
	個人参加の医師	5	8	17	39	3	0	72	6.0%
	歯科医師会	21	79	106	47	3	7	263	22.0%
	個人参加の歯科医師	2	3	5	8	0	0	18	1.5%
	看護協会	2	8	9	1	0	1	21	1.8%
	個人参加の保健師等	1	7	15	33	3	0	59	4.9%
	弁護士会	16	31	25	6	4	8	90	7.5%
	個人参加の弁護士	13	18	12	6	0	0	49	4.1%
	里親会	5	5	14	5	0	3	32	2.7%
	里親	0	3	5	9	0	0	17	1.4%
	心理専門職	0	6	8	7	0	0	21	1.8%
保育士	1	7	11	25	1	0	45	3.8%	
社会福祉士	0	2	2	5	1	0	10	0.8%	
精神保健福祉士	0	2	1	3	0	0	6	0.5%	
教員	0	4	11	26	2	0	43	3.6%	
子どもの人権専門委員	3	10	13	13	2	0	41	3.4%	
NPO団体	13	35	38	17	0	9	112	9.4%	
ボランティア	0	1	1	6	1	0	9	0.8%	
学識経験者	4	14	14	12	1	2	47	3.9%	
その他機関・団体	32	74	141	109	14	7	377	31.6%	
その他専門職	6	8	16	35	3	1	69	5.8%	
その他非専門職	2	3	9	10	3	0	27	2.3%	

(参考4) 要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等

(平成19年4月1日現在)



6. 児童虐待防止以外の業務分野

地域協議会の児童虐待防止以外の業務分野は、「不登校・いじめ」639か所(53.6%)、「非行」605か所(50.7%)、「配偶者からの暴力」435か所(36.5%)、となっている。(表8)

表8 地域協議会における児童虐待以外の業務分野(複数回答)

	都道府県					指定都市	合計	
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村			
地域協議会設置数 (平成19年4月1日)	48	164	389	504	77	11	1,193	
非行	数	17	83	234	222	44	5	605
	%	35.4%	50.6%	60.2%	44.0%	57.1%	45.5%	50.7%
不登校・いじめ	数	17	85	236	248	49	4	639
	%	35.4%	51.8%	60.7%	49.2%	63.6%	36.4%	53.6%
配偶者からの暴力	数	11	51	164	174	34	1	435
	%	22.9%	31.1%	42.2%	34.5%	44.2%	9.1%	36.5%
その他	数	3	38	59	59	12	1	172
	%	6.3%	23.2%	15.2%	11.7%	15.6%	9.1%	14.4%

(平成19年4月1日現在)

7. 設置によるメリット、効果等

地域協議会設置によるメリットは、「関係機関間の情報提供・収集・共有がしやすくなった」が1,075か所(90.1%)と最も多く、次いで「児童虐待に関する理解・認識・関心が高まった」939か所(78.7%)、「関係機関相互の信頼感が高まった」842か所(70.6%)、「役割分担が明確になる」640か所(53.6%)となっている。
(表9-1)

表9-1 地域協議会活動によるメリット(複数回答)

	都道府県					指定都市	合計	
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村			
地域協議会設置数 (平成19年4月1日)	48	164	389	504	77	11	1,193	
関係機関間の情報提供・収集・共有がしやすくなった	数	48	153	367	441	56	10	1,075
	%	100.0%	93.3%	94.3%	87.5%	72.7%	90.9%	90.1%
関係機関相互の信頼感が高まった	数	45	135	296	319	38	9	842
	%	93.8%	82.3%	76.1%	63.3%	49.4%	81.8%	70.6%
役割分担により一機関の業務負担が軽減された	数	21	62	138	138	13	2	374
	%	43.8%	37.8%	35.5%	27.4%	16.9%	18.2%	31.3%
対応の迅速化が図られた	数	20	49	107	83	10	3	272
	%	41.7%	29.9%	27.5%	16.5%	13.0%	27.3%	22.8%
児童虐待に関する理解・認識・関心が高まった	数	43	150	320	367	50	9	939
	%	89.6%	91.5%	82.3%	72.8%	64.9%	81.8%	78.7%
地域の子育てサービス資源の必要性の検討につながった	数	18	59	134	131	17	6	365
	%	37.5%	36.0%	34.4%	26.0%	22.1%	54.5%	30.6%
担当者の精神的負担感やストレス軽減	数	14	66	126	119	12	4	341
	%	29.2%	40.2%	32.4%	23.6%	15.6%	36.4%	28.6%
役割分担が明確になる	数	36	101	236	235	24	8	640
	%	75.0%	61.6%	60.7%	46.6%	31.2%	72.7%	53.6%
業務の押し付け合いが減った	数	17	51	113	112	7	2	302
	%	35.4%	31.1%	29.0%	22.2%	9.1%	18.2%	25.3%
その他	数	2	9	12	10	2	2	37
	%	4.2%	5.5%	3.1%	2.0%	2.6%	18.2%	3.1%

8. 活動上の困難点

地域協議会の活動上の困難点は、「スーパーバイザーがない」が685か所(57.4%)、「調整機関に負担が集中してしまう」662か所(55.5%)、「効果的な運営方法が分からない」が619か所(51.9%)となっており、人材確保と運営上の困難さが多くみられる。(表9-2)

表9-2 地域協議会活動による困難点(複数回答)

	都道府県					指定都市	合計	
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村			
地域協議会設置数 (平成19年4月1日)	48	164	389	504	77	11	1,193	
効果的な運営方法がわからない	数	22	79	215	263	34	6	619
	%	45.8%	48.2%	55.3%	52.2%	44.2%	54.5%	51.9%
関係機関の協力が得られにくい	数	3	10	20	20	2	0	55
	%	6.3%	6.1%	5.1%	4.0%	2.6%	0.0%	4.6%
参加者が定着せず、積み上げができない	数	8	23	45	53	4	1	134
	%	16.7%	14.0%	11.6%	10.5%	5.2%	9.1%	11.2%
調整機関に負担が集中してしまう	数	39	110	203	273	30	7	662
	%	81.3%	67.1%	52.2%	54.2%	39.0%	63.6%	55.5%
スーパーバイザーがない	数	24	91	230	292	41	7	685
	%	50.0%	55.5%	59.1%	57.9%	53.2%	63.6%	57.4%
予算・人員の確保が困難	数	27	70	176	214	29	7	523
	%	56.3%	42.7%	45.2%	42.5%	37.7%	63.6%	43.8%
その他	数	2	7	8	10	5	0	32
	%	4.2%	4.3%	2.1%	2.0%	6.5%	0.0%	2.7%

9. 機能充実のための課題

地域協議会の機能充実のための課題は、「関係機関構成員の基礎知識と危機感の共有化が必要」が856か所(71.8%)と最も多く、次いで「効果的な会議運営方法が必要」800か所(67.1%)、「調整機関職員の専門職化、人材確保が必要」648か所(54.3%)となっている。(表9-3)

表9-3 地域協議会活動による課題(複数回答)

	都道府県					指定都市	合計	
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村			
地域協議会設置数 (平成19年4月1日)	48	164	389	504	77	11	1,193	
調整機関職員の専門職化、人材 確保が必要	数	31	105	225	259	22	6	648
	%	64.6%	64.0%	57.8%	51.4%	28.6%	54.5%	54.3%
児童相談所との役割分担の明確 化	数	26	94	204	236	28	8	596
	%	54.2%	57.3%	52.4%	46.8%	36.4%	72.7%	50.0%
関係機関構成員の基礎知識と危 機感の共有化	数	40	129	291	341	47	8	856
	%	83.3%	78.7%	74.8%	67.7%	61.0%	72.7%	71.8%
効果的な会議運営方法が必要	数	33	124	261	331	42	9	800
	%	68.8%	75.6%	67.1%	65.7%	54.5%	81.8%	67.1%
その他	数	1	11	15	16	2	1	46
	%	2.1%	6.7%	3.9%	3.2%	2.6%	9.1%	3.9%

10. 設置していない理由

地域協議会を設置していない理由は、「調整機関のコーディネーターの人員確保が困難」229か所（36.1%）、「地域協議会のリーダー的役割を担う人材確保が困難」216か所（34.1%）といったような人材確保の困難さを理由とするものが多くみられる。

また「各機関の通常業務で要保護児童対策への対応可能」229か所（36.1%）、「子育て支援ネットワークなどで対応可能」153か所（24.1%）といったような既存の体制で対応可能という理由もみられる。これに対し「虐待の問題がない、あるいは優先順位が低い」という理由が157か所（24.8%）みられる。（表10）

表10 地域協議会の設置をしていない理由（複数回答）

		都道府県					指定都市	合計	
		市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ～30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村			
協議会未設置数 (平成19年4月1日)		16	39	130	324	117	8	634	
トップの理解がない	数	0	2	3	11	1	0	17	
	%	0.0%	5.1%	2.3%	3.4%	0.9%	0.0%	2.7%	
予算確保が困難	数	2	7	16	63	29	1	118	
	%	12.5%	17.9%	12.3%	19.4%	24.8%	12.5%	18.6%	
人材確保が困難	調整機関のコーディネーターの人員確保が困難	数	4	11	40	123	50	1	229
		%	25.0%	28.2%	30.8%	38.0%	42.7%	12.5%	36.1%
	地域協議会のリーダー的役割を担う人材確保が困難	数	3	7	33	127	45	1	216
		%	18.8%	17.9%	25.4%	39.2%	38.5%	12.5%	34.1%
	その他	数	0	1	5	14	5	0	25
		%	0.0%	2.6%	3.8%	4.3%	4.3%	0.0%	3.9%
設置・運営の手法が分からない	数	1	3	24	63	32	0	123	
	%	6.3%	7.7%	18.5%	19.4%	27.4%	0.0%	19.4%	
市町村合併があった又は予定がある	数	1	6	23	45	5	1	81	
	%	6.3%	15.4%	17.7%	13.9%	4.3%	12.5%	12.8%	
虐待の問題がない、あるいは優先順位が低い	数	0	1	8	90	58	0	157	
	%	0.0%	2.6%	6.2%	27.8%	49.6%	0.0%	24.8%	
関係機関の協力が得られない	数	0	2	6	10	4	0	22	
	%	0.0%	5.1%	4.6%	3.1%	3.4%	0.0%	3.5%	
各機関の通常業務で要保護児童への対応可能	数	3	9	35	133	48	1	229	
	%	18.8%	23.1%	26.9%	41.0%	41.0%	12.5%	36.1%	
既存の子育て支援ネットワークなどで対応可能	数	1	11	38	83	19	1	153	
	%	6.3%	28.2%	29.2%	25.6%	16.2%	12.5%	24.1%	
既存の虐待防止ネットワークネットワークはあるが手続きが困難	数	2	3	12	30	6	2	55	
	%	12.5%	7.7%	9.2%	9.3%	5.1%	25.0%	8.7%	